

**これまでの会合において使用した資料
(第三種・第四種郵便物部分抜粋)**

平成 2 9 年 1 月

目次

- 現状と課題等に関するWG これまでの検討状況(報告資料概要)
【政策的低廉料金サービス部分抜粋】(第2回親会資料の抜粋)
- 政策的低廉料金サービスについて(第3回WG資料の抜粋)
- 第三種・第四種郵便物の現状等(第3回WG資料の抜粋)
- 諸外国の郵便制度について
【第三種・第四種郵便物部分抜粋】(第2回WG資料の抜粋)

**現状と課題等に関するWG
これまでの検討状況（報告資料概要）
【政策的低廉料金サービス部分抜粋】**

1. 現状

(1) 第三種及び第四種郵便物

新聞・雑誌等の定期刊行物や特定の目的のために低廉な料金が要請されているもので、昭和56年の見直し以降、現行の内容となっている。

第三種郵便物：定期刊行物（一般、低料（月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの））

第四種郵便物：通信教育用、点字、盲人用録音物等、植物種子等、学術刊行物

(2) 第三種及び第四種郵便物の引受物数の推移

➤ 第三種郵便物は平成27年度2.2億通（一般、低料ともに減少）。第四種郵便物は、平成27年度は0.19億通（点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい、その他は減少）。

(3) 第三種及び第四種郵便物の収支

➤ 構造的に赤字となっており、平成27年度において、第三種郵便物の営業利益は67億円の赤字、第四種郵便物の営業利益は11億円の赤字。

(4) 第三種及び第四種郵便物の承認・指定件数

➤ 第三種郵便物の対象刊行物数は連続して減少。新規承認件数も減少。

➤ 第四種郵便物について、通信教育用の利用者数は若干の増加傾向、植物種子等の利用者数は過去5年間で若干の増加傾向にあるが、約半数が特定の2者によるもの、学術刊行物の指定件数は微減（新規件数は1桁台）、特定録音物等の指定件数は横ばい。

2. 課題（日本郵便㈱から示された課題）

(1) 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）
- ・ 盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

(2) 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育用）
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

(3) 赤字体質

第三種、第四種とも構造的な赤字。

(4) 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種郵便物に係る承認・指定等の事務を専担で行う郵便審査事務センターの設置（正社員9名、期間雇用社員15名）。

【日本郵便㈱補足】

- ・ 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。
- ・ 第三種及び第四種は、例えば、低料第三種郵便物は8円、第四種郵便物の盲人用は無料であることから、元々黒字になることは想定されていない。

3. 関係省庁による制度の必要性・妥当性等に対する意見

関係省庁からは、今日においても、第三種及び第四種郵便物の制度の妥当性・必要性があり、利用者ニーズも高いといった意見が出された。

4. 構成員の主な意見等

<共通>

- 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。政策的な意義がやや薄れているようなものもあれば、現在もなお政策的な低廉料金を堅持する必要があるものもある。一律に全部見るといよりも個々の制度の意義について精査することも必要。
- 諸外国の状況を踏まえ、社会福祉目的とそれ以外で大きく分けて、個別に必要性について精査していくことも必要。
- この検討会において、広く国民全体に負担してもらおうという観点で郵便料金の見直しが提言として出てきてもいい。料金の割引という形で日本郵便に負担させることが政策目的を達成するために適切な手段なのか考えることが必要。
- 各省の第三種・第四種郵便物への思い入れは強く、各省へヒアリングする機会を設けていただきたい。また、関係省庁へのヒアリングの際には、定量的なデータ、その影響との因果関係及び代替可能性を聞きたい。

<第三種郵便物>

- 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあり、それには答えていくべきだと思う。また、一般第三種郵便物は代替サービスが存在し、低料第三種郵便物とは区別して議論する必要があると思う。

<第四種郵便物>

- 第四種郵便物の植物種子について、農林水産省の意見では「大半の農家が利用している。」とあるが、実際、大半の利用が2者となっていることは公益性の観点から望ましい状況ではないと感じる。平成16年の民営化の会議で、(農林水産省は)廃止やむなしと言っており、精査が必要。
- 学術刊行物について、学術振興というのであれば、配送ではなく、ホームページの作成など、電子媒体にする際の補助というのものもあるのではないか。
- 通信教育について、制度創設当初の教育の普及という段階ではなく、新たな課題が見えてきているのが現状だと思う。意義が変わってきている以上、内容について詳細に見ていく必要。一方、制度を残しておくこととICT化が遅れるという側面もある。
- 日本郵便は民営化し、一事業者となったのならば、第四種郵便物の料金を改定すべきだと思う。コストに見合った料金であることが必要。ただ、これまでの経緯があるので、激変緩和措置としての料金体系は必要だろう。

5. 今後の進め方

政策的低廉料金サービスである、第三種・第四種郵便物については、年明け以降、関係省庁等へのヒアリングなどを踏まえて、引き続き、本ワーキンググループにおいて検討・整理を実施する予定。

政策的低廉料金サービスについて

情報通信審議会 答申（平成27年9月28日）（抜粋）

第2章 第2節 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

3 中長期的に検討すべき確保方策の方向性

(2)その他の中長期的に検討すべき方策

イ 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方

第三種郵便物は一定の条件を満たす定期刊行物とされており、また、第四種郵便物は、通信教育のための郵便物、植物種子等を内容とする郵便物等、ある限定された特定の政策目的で国民の福祉増進に貢献するとして、創設されたものである。このような背景により、これらの郵便物は、政策的に低廉な料金でのサービス提供がなされているところであるが、現状、その財源は日本郵便の他の郵便サービスの料金収入から賄われている。諸外国の中には、これらの政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して財政支援を行っている例もある。また、当審議会の議論において、ユーザ間の内部相互補助に当たるものとして、民営化された以上は、本来外部補助によるべきものではないかとの意見もあった。政策的な低廉料金サービスについては、制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、そのコスト負担の在り方について、継続的に検討することが適当である。

日本郵便ヒアリング資料（抜粋） （平成28年9月13日 現状と課題WG資料）

1 制度の社会的意義

- ・ 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減（第三種）
- ・ 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由（第三種）

※ 公職選挙法第148条では、新聞や雑誌が選挙報道や評論等を自由に掲載できるために第三種の承認を必要条件としている（その他の条件として、定期有償頒布等。）。

- ・ 盲人の福祉の増進（点字・特定録音物等）

2 環境の変化

- ・ 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化（通信教育）
- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加（植物種子）
- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化（学術刊行物）

3 赤字体質

構造的な赤字

- ・ 第三種：平成27年度（2015年度）▲67億円
- ・ 第四種：平成27年度（2015年度）▲11億円

4 承認条件等のチェックに係るコスト負担

第三種・第四種に係る承認・指導等の事務を専担で行う郵便審査事務センターを設置（正社員9名、期間雇用社員15名）

《日本郵便株式会社》

・政策的な低廉料金サービスや郵便局ネットワーク維持に係るコスト負担の在り方については、諸外国の例も参考に、引き続き幅広い選択肢をご検討いただくことを要望いたします。

《郵政産業労働者ユニオン》

・ネットワーク維持のために、「地域・社会貢献基金」の活用が制度化されていた。この地域・社会貢献基金が改正「郵政民営化法」成立によりすでに廃止されている。この結果、第3種・第4種郵便や災害時の無料郵便の財政的基礎を奪い、社会的弱者を切り捨てる危険性がある。政策料金のコストを「だれが負担すべきか」という問題は重要であり、情報通信審議会においても「社会・福祉サービスを維持するための財政基盤をどのように確立するのか明らかにすべき」である。

《全日本運輸産業労働組合連合会》

・政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方については、国費による財政支援とする、あるいは企業による社会貢献と位置づけるか、整理をされたい。特定の政策目的のためにかかる費用については、本来、国が負担すべきであるものであることから、民営化して上場するにあたっては、これまでと異なる考え方が必要である。

《公益社団法人 日本図書館協会》

・第四種郵便物の内、点字や盲人用録音物の割引制度に触れることなく、種子や通信教育についてのみ例示し、「ある特定の政策目的」のものであるように論じている。確かに種子は農業振興、通信教育は教育振興という「ある特定の政策目的」かもしれないが、障害者のための割引制度は政策的に行われているものではない。いうまでもなく、以前は国の事業として障害者の社会参加の一方法として確保されてきた制度である。それが、いきなり政策目的と規定され、財源が確保されないと行えないような論調になっているのには大きな懸念がある。

郵政民営化に際して、付帯決議では「今までのサービスは維持する」とあり、この時点において、第四種郵便物(点字郵便)事業の継続は確認済みである。しかし、今回の答申においては、それが軽んじられているように思われる。

郵便法においては、郵便の役務はユニバーサルサービスとして提供することが目的とされ、日本郵便が郵便のユニバーサルサービスを提供することは義務である。郵便のユニバーサルサービスの範囲は、第一種郵便物から第四種郵便物までの内国(後略)」とあり、つまりは第四種郵便事業に関しては日本郵便の義務であることは論を待たない。元来が公益事業であるから、これらを全て一括りにし採算性の面からのみ考えることは偏りがある。以上のように、第四種郵便は「特定の政策」ではなく、社会が行うべき当たり前の配慮の一つである。平成28年4月1日には、障害者差別解消法が施行され、全ての国民があまねく合理的配慮を求められている中で、これはまさに時代に逆行している認識であると言わざるを得ない。昨今、日本郵便株式会社により第四種郵便事業を縮小しようとしているかのような動きも見られることから、看過できない問題である。

情報通信審議会においては、点字及び盲人用録音物の郵送事業が障害者にとってのインフラとして欠かせないものであることを改めて確認するとともに、その重要性に鑑みてこの事業が採算面から削除されることのないよう、維持に努めるとともに、新たな障害者への拡大ができるよう方策を検討してほしい。

《個人》

・第三種、第四種郵便物の低廉料金は政策的に設けられたもので、政府の責任で措置すべきであるが、その財源は、日本郵便の他の郵便サービスの料金で賄われている。とあるが、正に国家政策そのものであるので、その改善を早急にすべきである。

諸外国では政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して、財政支援しているとある。正に国家戦略、特に第四種の料金はそのものである。審議会として問題視、課題としているが決定的・断定的な表記でない。審議会として、真に国家政策として義務付けてある「ユニバーサルサービスの堅持を維持する。」のであれば、「速やかに税制優遇や補助金対応をすべき」と表記することを願うものである。

コスト削減しか求めていないが、高齢社会の新たなサービスとして薬局等と提携して薬のお届けサービスするような例示を掲げてほしい。

制度の意義等	関係省庁の回答
<p>ア 制度の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞紙・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読料の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、明治16年に設けられたもの。 新聞紙等の低料扱いについては、第三種郵便物制度ができる前の明治4年に実施。 心身障害者団体発行の低料第三種郵便物については、昭和46年に実施(昭和51年までは身体障害者が対象)。 <p>イ 代替手段の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットや民間宅配便による利用が普及。 <p>ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋) <制度の社会的意義></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期刊行物の郵送購読者の負担軽減 公職選挙法に基づく選挙報道・評論の自由 <p>エ 前回WGでの質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> 非低料第三種郵便物は競争にさらされている状況だと思うが、今後についてどう考えているのか。 【日本郵便㈱の回答】 付加サービスや料金水準により当社のサービスがお客様の要求に適合しているのであれば、当社をご利用いただけるものと考える。 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。 【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。 	<p>○ 総務省自治行政局選挙部選挙課 第三種郵便物は、民主主義の基盤となる政治・政策等の報道や論議を目的とした政党の機関紙誌等の郵送に相当程度活用され、その見直しの影響は極めて大きいものであることから、慎重かつ丁寧な対応が必要である。</p> <p>○ 厚生労働省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋) (心身障害者用低料第三種郵便物)</p> <p>(妥当性・必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、障害者基本法第23条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われ、障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっております、これに一定の配慮をして頂くことは重要である。 <p>(利用者ニーズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金(ないし無料)による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識。

制度の意義等	関係省庁の回答
<p>(1) 通信教育</p> <p>ア 制度の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信教育は、教育の民主化と機会均等などを保障するものとして、学校教育法等の法令で制度化されていることから、その重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとする観点から、昭和24年に設けられたもの。 <p>イ 代替手段の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育分野におけるICT利活用が進展 <p>ウ 日本郵便(株)ヒアリング資料(抜粋) <環境の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の普及・教育教材や教授方法の多様化 <p>エ 前回WGでの質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。 <p>【日本郵便(株)の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【平成16年当時の文部科学省意見】 (郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信教育用郵便物は、通信教育を受ける生徒、学生及び受講者の経済的負担を軽減することにより、これらの者の教育・学習の機会をより一層拡大する政策的意義の高いものであり、既存の施策の拡大等による代替も困難である。また、通信教育は、時間的、地理的制約を受けることなく、各人の自発的意志により誰もが自由に利用できるシステムであり、今後も生涯学習の振興に果たす役割は極めて大きい。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である。 </div>	<p>○ 文部科学省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋) (妥当性・必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、学校教育及び社会教育において重要な役割を担っている。 高等学校や大学等における通信教育や認定社会通信教育は、一億総活躍社会の実現を図っていく中で、国民の多様な教育・学習の機会を確保する上でも重要。 近年、勤労青年の数は減少傾向にある一方、不登校経験者等の自立に困難を抱える者に対する受け皿として、制度発足当初とは異なった形でその重要性が高まっている。 その廃止に伴う経済的負担は、生徒、学生及び受講者が負担するのみならず、通信教育を提供する通信制高等学校・大学等や認定社会通信教育実施団体等に転嫁され、終局的には利用者にさらなる経済的負担を強いる。 政府一丸となって地方創生や一億総活躍社会を実現に向け取り組んでいる中、その方向とも逆行。働き方改革を進めていく上で、働きながら学ぶことを可能とする通信教育はより一層重要。これまでと同料金での制度維持。 e-ラーニングなどのICTを活用した教育は進みつつあるが、通学制と比べて極めて多様な年齢・職業・背景等の生徒、学生及び受講者により構成されているため、ICTを十分に活用できない者などに配慮。 メール便等は第四種郵便に比して費用が格段に高くなる。 <p>(利用者ニーズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年中の文部科学省認定社会通信教育受講者は、のべ約6.4万人。 大学通信教育については、43大学、27大学院、11短期大学において、約24万人が学んでいる。このうち、放送大学については、約9万人が学んでおり、在学者は増加傾向。放送大学から学生への送付件数が100万件、学生から放送大学への送付件数が19万件。(平成27年度) 平成27年度に通信制高等学校に在籍する生徒は18万人。 <p>※ 厚生労働省 厚生労働大臣指定の通信教育については現在調査中。主には教育訓練給付の講座、理容師・美容師の通信教育講座等がある。</p>

制度の意義等

関係省庁の回答

(2) 点字・盲人用録音物等

ア 制度の意義

- ・ 盲人が知識又は慰安を得るための点字印刷物及び録音物等の入手に当たって、郵便に依存する度合いが他に比較して高く、加えてこれらの郵便物は重量が重く料金負担が大きいので、これを無料とすることにより、盲人の福祉の増進する観点から、大正6年に設けられたもの(昭和36年に無料化)。

イ 代替手段の有無

- ・ インターネットを通じた音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、視覚障害者による情報のやりとりが可能

ウ 前回WGでの日本郵便(株)ヒアリング資料(抜粋)

<制度の社会的意義>

- ・ 盲人の福祉の増進

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便(株)の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の厚生労働省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

・ 第四種郵便物制度導入当時から比較すれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいるが、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できない。従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていないと考える。

※1 日盲連の実態調査では、晴眼者と同じようにインターネットや電子メールなどを用いている者は、回答者数521人のうち、5%(26人)である。

※2 視覚障害者総数30万1千人のうち、60歳以上の者は、73.4%(22万1千人)である。(平成13年「身体障害児・者実態調査」より)

○ 厚生労働省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 音声読み上げソフトの利用や点字データ等の配信サービス等により、制度導入時から比べれば視覚障害者の情報バリアフリー化は進んでいる。
- ・ 一方で、高齢者層も多い視覚障害者には、インターネットや電子メールなどの代替手段が、十分普及しているとはいえ、情報伝達手段を点字、録音物に頼っている者の存在を否定できず、従って、今日においてもその政策目的の妥当性を失っていない。

※ 身体障害者・身体障害児実態調査(平成18年)によると、視覚障害者の情報の入手方法について、ホームページや電子メールによる情報の入手が6.6%。

※ 視覚障害者総数31万5,500人のうち、60歳以上の者は78.7%(平成23年生活のしづらさに関する調査)

(利用者ニーズ)

- ・ 利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの無料による発送支援の利用者ニーズは高いものと認識。

制度の意義等

関係省庁の回答

(3) 植物種子等

ア 制度の意義

- ・ 農産種苗等の頒布を容易にすることにより農業の生産性向上に寄与する観点から、明治22年に設けられたもの。

イ 代替手段の有無

- ・ 民間宅配便の普及に伴い配達方法が多様化

ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋)

<環境の変化>

- ・ 農産種苗の頒布・販売方法の多様化・販売拠点の増加
- ・ 植物種子等の利用契約者は189社。うち特定の2社の利用が約半数である。

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の農林水産省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

- ・ 現在においても、農業生産の振興という制度の意義は変わらないが、宅配便の発達に伴い、配送方法も多様化してきていること、民間企業に対して法律で特定の支援制度を義務化させるべきではないこと等から、場合によっては制度の廃止もやむを得ないと考える。

○ 農林水産省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 我が国の農業は、**少量多品目生産が特徴**。種子は、常温で長期間保管すると**発芽等で品質が劣化するため、農家は作期毎に種子を入手**する必要。
- ・ また、毎年、最も適した品種の種苗を全国にある種苗メーカー等から入手する必要があり、近年でも郵送によって供給されている。
- ・ 第四種郵便は、**大半の農家が利用**しており、仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がる。
- ・ **中山間地においては、農家は種苗店での種苗の入手が困難**であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れない。
- ・ **TPPを受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化**が強く求められている。

(利用者ニーズ)

- ・ 第四種郵便は、**宅配便等と比べて非常に安く料金設定**されているため農業生産を行うにあたって不可欠な種苗の入手にあたり、**全国の農家(約2百万戸)のうち大半で利用**されていると考えられ、**制度の維持についてのニーズは高い。**

制度の意義等

関係省庁の回答

(4) 学術刊行物

ア 制度の意義

- ・ 学術研究の振興は、我が国の重要な政策の一つであることに鑑み、学術に関する団体から発行される学術に関する刊行物の郵送料を軽減することにより、その目的の達成に協力する観点から、昭和41年に設けられたもの。

イ 代替手段の有無

- ・ インターネットの普及により電子媒体による提供が可能

ウ 前回WGでの日本郵便㈱ヒアリング資料(抜粋)

<環境の変化>

- ・ 学術研究に関する議論・発表の手法の多様化

エ 前回WGでの質疑

- ・ 第三種及び第四種郵便物は低料金のまま据え置かれている印象が強い。設定された当時は公益上の重要な意義があったが、社会の状況等が変わってきたと考えるか。

【日本郵便㈱の回答】 状況が変わってきたと思うが、第三種及び第四種郵便物が政策的に意味あるものか判断するのは政府。

【平成16年当時の文部科学省意見】

(郵政民営化に関する有識者会議 第19回会合資料(抜粋))

・学術刊行物を第四種郵便物とする制度は、学術情報への自由なアクセスをできる限り多くの者に保障するとの理念の下、経営基盤の脆弱な我が国の学協会を支援し、学術情報の流通促進において重要な役割を果たしてきた。また、インターネットが普及した今日においても、学術刊行物の大勢は依然として冊子媒体による提供を行っており(我が国において、電子媒体化は、比較的体力のある自然科学系の学術論文誌において進んでいるのみであり、特に第四種郵便物の指定を受けている人文・社会系の学会誌や地方の学会等では未だ冊子媒体によるところがほとんどである。)、制度発足当時と大きな状況の変化はなく、本制度の政策的意義は、今日においても大きいものと考えている。したがって、従前の第四種郵便物のサービスの枠組みを維持することが必要不可欠である。

- 文部科学省(以下は資料2-3回答の一部を抜粋)

(妥当性・必要性)

- ・ 電子ジャーナルとして学術刊行物を発行する学術団体が増えているものの、未だ半数以上の学術刊行物は紙媒体によって発行。
- ・ 割高な民間事業者によるメール便などに切り替えると、発送に係る費用が新たに発生。学術情報の流通促進を大きく妨げ、学術研究の振興に支障を来す。

※ 郵送物の重量によってはより安価な場合もあると承知。

(利用者ニーズ)

- ・ 現在、学術団体が発行する学術刊行物の半数以上が紙媒体による発行を行っていることから、本制度は、学術研究の振興のために必要不可欠な学術情報の流通促進に、重要な役割を果たしているものと考えている。

関係省庁の支援措置

種 別	関係省庁	支援措置	平成28年度予算額
通信教育	文部科学省	<p>○社会通信教育の振興に必要な経費 通信教育課程の充実、受講者研究集会の開催、普及資料の作成及び調査研究 (H16年度 1,451万円) →平成22年度に廃止 ※ 学校や一般社団法人等の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、中央教育審議会に諮問した上で文部科学大臣が「文部科学省認定社会通信教育」として認定。文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対しては、文部科学大臣名の賞状を交付。</p> <p>○学校教育設備整備等補助金（定時制高等学校等設備整備費等） 公立高等学校の通信教育の運営等に要する経費の一部を当該学校の設置者に対して補助 (H16年度 4,461万円) →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止</p> <p>○高等学校定時制及び通信制教育振興奨励費補助金 経済的理由により修学が困難な生徒に対する、通信制課程等への修学奨励費の貸与 (H16年度 7億2,241万円) →「三位一体の改革について（平成16年11月26日）政府・与党合意」に基づき平成17年度に廃止</p>	—
盲人用点字・録音物	厚生労働省	<p>○「視覚障害者用図書事業等委託費」の一部 視覚障害者用図書事業及び視覚障害児用図書事業（点字図書、録音図書等の製作のデジタルデータ化、様々な媒体（紙、CD等）での貸出）、視覚障害者行政情報等提供事業（国内外の障害保健福祉関連情報等を点字版や音声版の広報により提供）</p>	1億2,138万円
		<p>○「高度情報通信等福祉事業費」の一部 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業（視覚障害者がインターネットを利用し、自宅に居ながら、全国の点字図書館の蔵書、製作中図書の検索及び貸出予約等を行うことが出来る視覚障害者用図書情報ネットワーク「サピエ」を運営）、点字ニュース即時提供事業（視覚障害者に対して、日々の新聞ニュースを点字データのインターネット配信等により提供）</p>	8,241万円
植物種子等	農林水産省	植物種苗の輸送費に係る支援措置はない。	—
学術刊行物	文部科学省	<p>○科学研究費助成事業の「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）」 出版社及び大学、研究機関等を除き、かつ、所在地が日本国内にある学術団体等に対し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組に対して、その刊行に必要な経費を助成。</p>	3億8,430万円

主要国における郵便の政策料金

国名	種別	根拠等	料金規制	備考
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> NPOや高等教育機関が発行する法律や公共政策に関するレポート等 盲人用（無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 合衆国法典 約款等で「発行部数が10,000部を下回らないもの」とされている。 合衆国法典 	割引額が法定 法定	盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金あり（29百万ドル：2015年度）
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上の発行を行う定期的な出版物 会員、特別な利害関係組織や団体に対するお知らせや情報を含むもの 盲人用（無料） 	（法令の規定なし） 盲人用郵便に関する規則	なし（料金は自社で設定） 政省令等の規定	議会用郵便及び盲人用郵便に対する補助金あり（22百万カナダドル：2014年度）
イギリス	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 年2回以上発行するもの 少なくとも1/6が論説に関するもの 盲人用（無料） 	（法令の規定なし） 2011年郵便サービス法	なし（料金は自社で設定） 法定	
フランス	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 宛先が決まっているもの 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊されているもの 広告が全体の2/3以下であること 盲人用（無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便・電気通信法典 	政府による承認 法定	定期刊行物に対する補助金あり（96百万ユーロ：2014年度）
ドイツ	定期刊行物であって、以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 四半期に1度以上定期的に出版されるもの 出版物に占める通常の報道（出版物の内容が客観的、中立的に報道され、意見の多様性に富んでいること等）の割合が30%以上であること 盲人用（無料） 	（法令の規定なし）	なし（料金は自社で設定） なし（料金は自社で設定）	
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 出版社、NPOによる社会的、文化的な定期刊行物に対するサービス 出版社の出版物の読者を増やすためのプロモーションサービス NPOが活動資金を得るためのプロモーションサービス 出版物の代金を購入者が自宅で支払うことを可能にするサービス 購読者に複数の出版物を一括して送るためのサービス 本を送るためのサービス その他のサービス 盲人用（点字のみ、無料） 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年10月21日に公布された政令 	政令により最大割引額を規定（割引額の範囲内であれば政府規制機関への通知は不要）	選挙郵便の割引料金に対する補助金あり（16百万ユーロ：2014年度）
日本	<ul style="list-style-type: none"> 定期刊行物（年4回以上発行のもの） 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> 月3回以上発行する新聞 心身障害者団体の発行する定期刊行物 通信教育用 盲人用（無料） 植物種子等 学術刊行物 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令 郵便法第23条 郵便法施行規則第7条 内国郵便約款料金表第4表 郵便法第26条 	法定 認可	

他業種における障害者に対する料金割引の例

種類	内容		備考
	条件	料金	
鉄道【JR】 (旅客運賃割引)	第1種障害者（身体障害者及び知的障害者）とその介護者が乗車 ※区間制限なし	普通乗車券、回数乗車券及び普通急行券について、本人・介護者1人ともに50%割引 ※私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売。	法的義務なし ※運輸省からの要請。国鉄時代には、介護者同行の場合の割引について、国有鉄道運賃法で義務付け。 ※窓口にて手帳を提示。
	第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者が乗車	定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）について、本人・介護者1人共に50%割引	
	第1種・第2種障害者が単独で片道100kmを超えて乗車	普通乗車券について、本人のみ50%割引	
航空【JAL】 (旅客運賃割引)	・第1種身体障害者とその介護者が利用 ・療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印が捺印されている知的障害者とその介護者が利用	本人・介護者1人ともに割引	法的義務なし ※運輸省からの要請。 ※窓口にて手帳を提示。
	・第1・2種身体障害者が単独で利用 ・療育手帳に「航空割引・本人」の証明印が捺印されている知的障害者が単独で利用	本人のみ割引	
有料道路 【NEXCO東日本】 (通行料金割引)	・身体障害者が自ら運転 ・重度身体障害者若しくは重度知的障害者が同乗し、障害者本人以外が運転 ※身体障害者手帳又は療育手帳を監理している市区町村の福祉担当窓口にて事前登録手続きが必要。	50%割引	法的義務なし ※道路審議会答申での提言（平成4年）。 ※料金所にて手帳を提示若しくはETCカードの事前登録。 ※日本道路公団における障害者割引による減収額98億円/料金収入2兆800億円（平成13年度）【日本道路公団経営改善委員会（14.11.19）議事録より】
放送【NHK】 (受信料免除)	・身体障害者手帳を所持している者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 ・所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判断された者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合	全額免除	法的義務なし ※NHKへの免除申請書の提出が必要。 ※自治体に免除申請を提出し、免除自由の証明（確認）を受けることが必要（半額免除申請及び市町村民税非課税の障害者での申請はNHKへ直接申請することも可能。）。
	・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を所持している者が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳を所持しており、障害等級が重度（1級または2級）の者が世帯主で受信契約者の場合 ・所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者が世帯主で受信契約者の場合	半額免除	
電話【NTT】 (無料番号案内)	・身体障害者手帳を所持し、視覚障害（1～6級）若しくは肢体不自由（1級、2級）のある者 ・療育手帳を所持している者 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している者	無料	法的義務なし ※NTTに事前申込み

※ 電力、ガス：割引制度は設けられていない。水道：自治体によっては割引制度を設けているところがある。

第三種・第四種郵便物の現状等

第三種・第四種郵便物の概要

区別	概要	目的	料金 (最低料金)	第一種郵便物 との料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの	<p>一定の条件を具備する定期刊行物であって会社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第22条)</p> <p>*月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。</p>	<p>新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。</p>	50gまで 62円	50gまで 120円
(2) 月3回以上発行の新聞紙			50gまで 41円	
(3) 心身障害者団体発行のもの			50gまで 8円	
ア 毎月3回以上発行の新聞紙 イ ア以外のもの			50gまで 15円	
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用	<p>法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第27条第1項第1号)</p>	<p>教育の普及に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 15円	100gまで 140円
(2) 点字	<p>点字のみを内容とするもの。</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第27条第1項第2号)</p>	<p>盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている</p>	無料	50gまで 120円
(3) 盲人用録音物等	<p>盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）において発受するもの。</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第27条第1項第3号)</p>		無料	50gまで 120円
(4) 植物種子等	<p>植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第27条第1項第4号)</p>	<p>農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。</p>	50gまで 72円	50gまで 120円
(5) 学術刊行物	<p>学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。</p> <p style="text-align: center;">(郵便法第27条第1項第5号)</p>	<p>学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 36円	100gまで 140円

郵便法（昭和22年法律第165号）の規定（抜粋）

第22条（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

4～5（略）

第27条（第四種郵便物） 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除く。）で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの

五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

(料金)

第67条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
- 三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
- 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
- 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

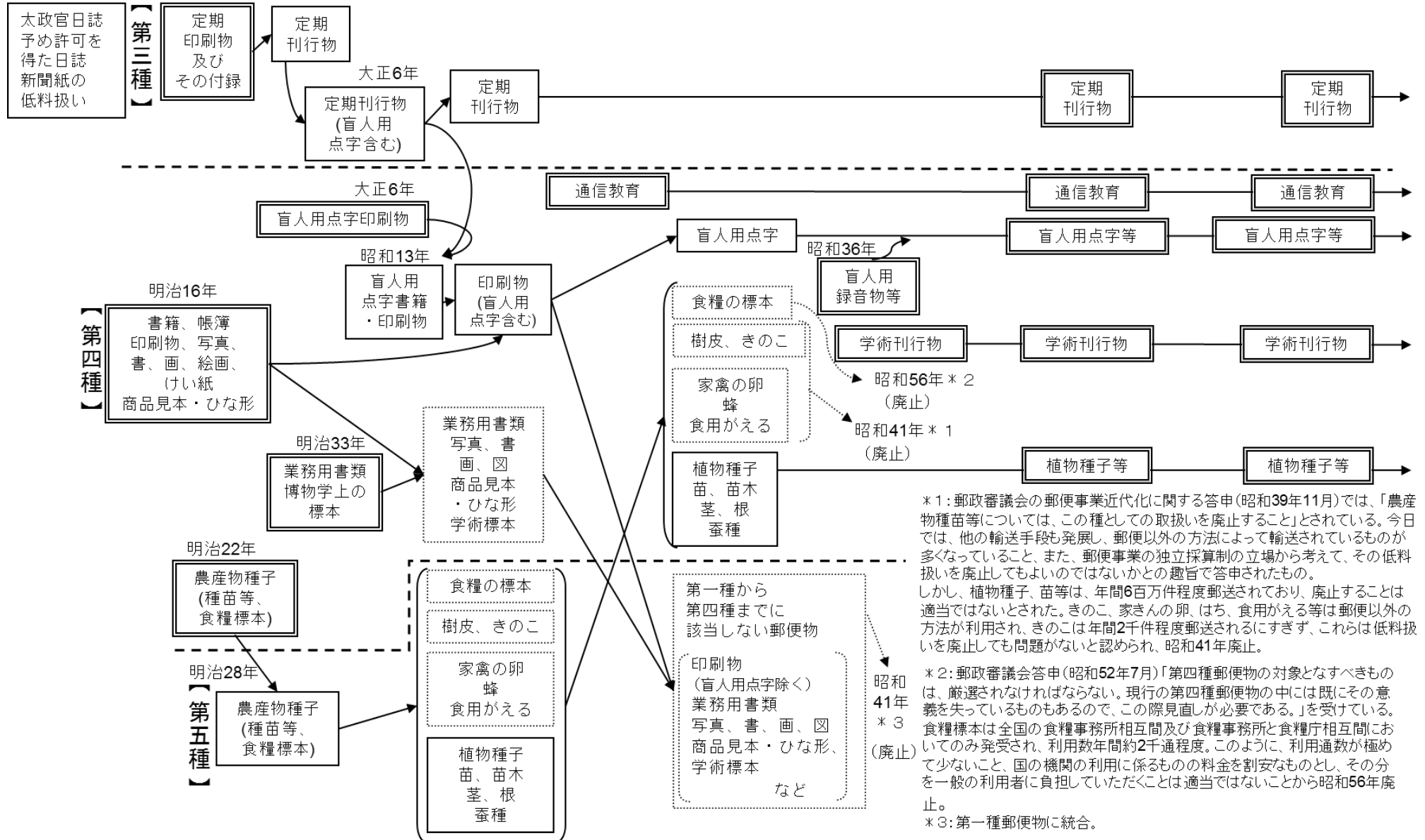
4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
- 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～7(略)

第三種・第四種郵便物の経緯

〔明治4年 郵便創業〕 〔明治16年 郵便条例施行〕 〔明治33年 旧郵便法施行〕 〔昭和23年 新郵便法施行〕 〔昭和24年 改正郵便法施行〕 〔昭和26年 改正郵便法施行〕 〔昭和41年 改正郵便法施行〕 〔平成19年 郵政民営化法施行〕 〔平成24年 改正郵政民営化法施行〕



収支の推移 (第三種・第四種)

- 第三種・第四種は、郵便法で第一種よりも低廉な料金を設定することが義務付けられており、構造的に赤字。
- 最近5年間を見ると、第三種は70億円弱、第四種は11億円強の赤字が継続。

単位：億円

区別	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 [※] (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	
第三種	営業収益	199	173	145	131	117	111	105	99
	営業費用	304	262	234	198	178	174	170	166
	営業利益	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	営業収益	10	9	9	8	8	8	7	7
	営業費用	28	31	23	20	19	20	20	18
	営業利益	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11

※ 平成24年度(2012年度)は、平成24年4月1日から同年9月30日までは郵便事業株式会社のデータ、平成24年10月1日から平成25年3月31日までは日本郵便株式会社のデータの合算。

【参考】郵便法第67条第3項・第4項

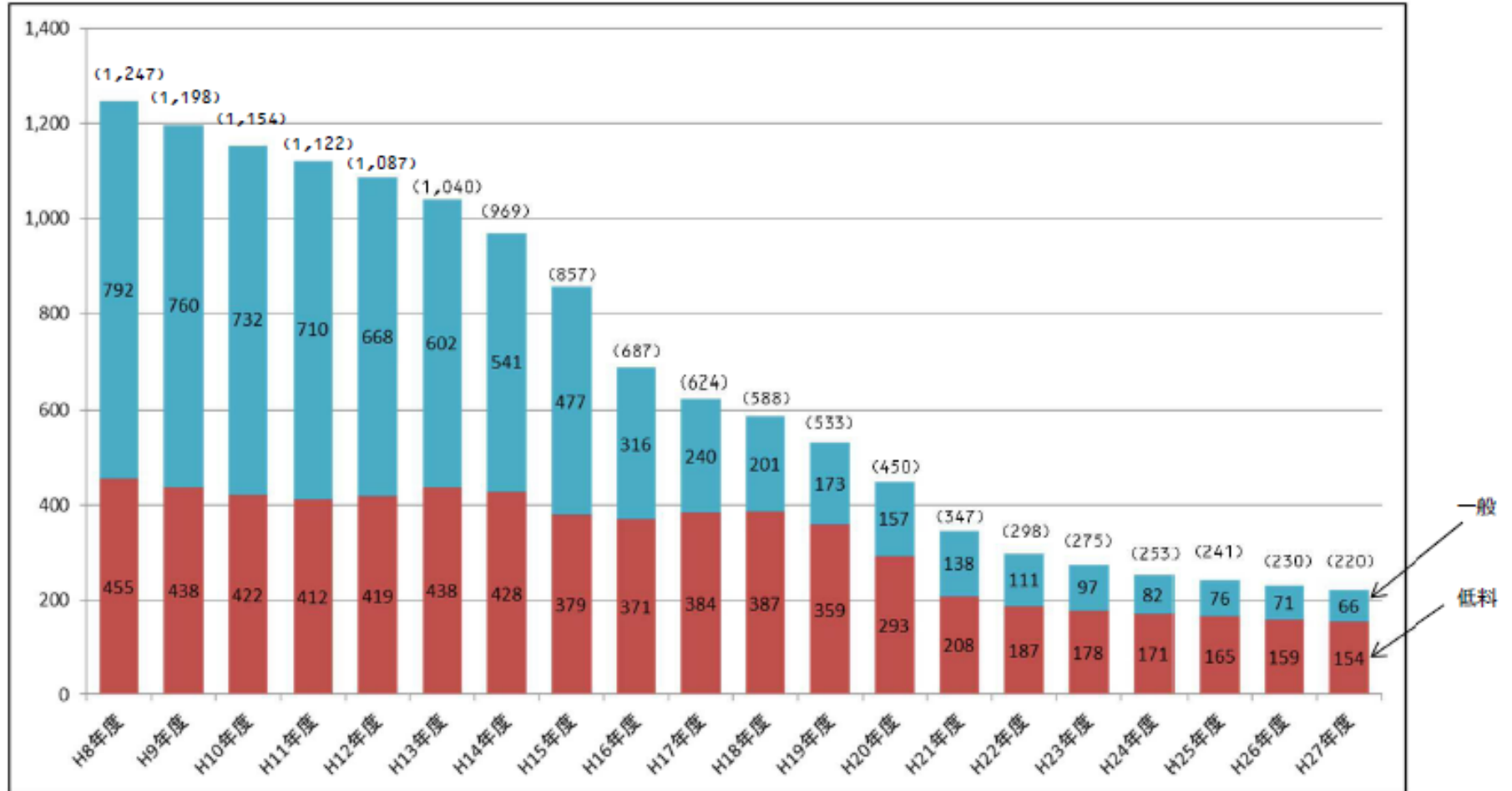
- 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - ・ 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
 - ・ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - ・ 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

引受物数の推移 (第三種)

○ 第三種の引受物数は、一般、低料ともに連続して減少。

【第三種】

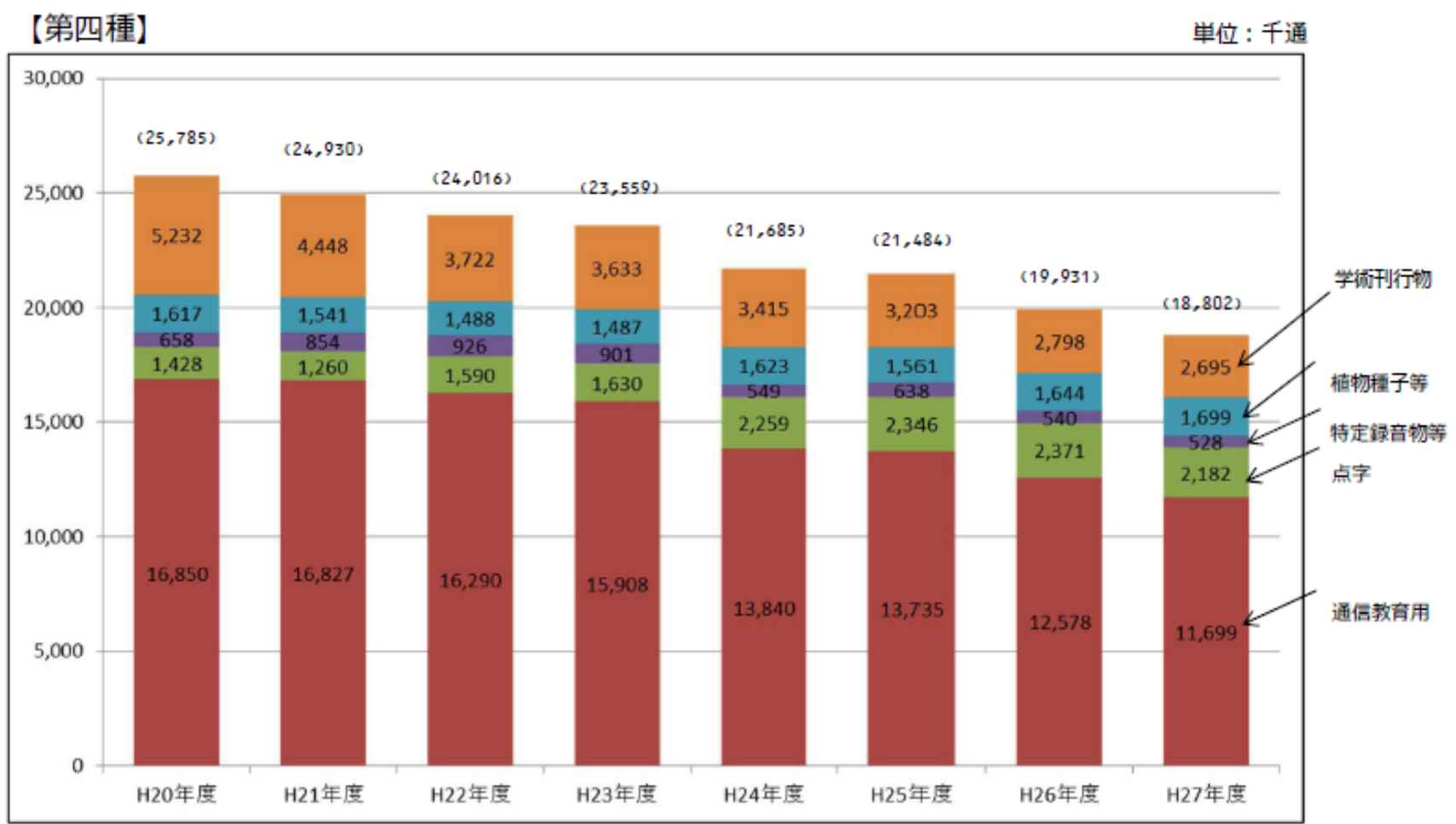
単位：百万通



※()内は第三種の総通数

* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋

○ 第四種の引受物数の内訳を調査している平成20年度(2008年度)以降の物数をみると、点字が増加傾向、植物種子等はほぼ横ばい。その他は減少している。

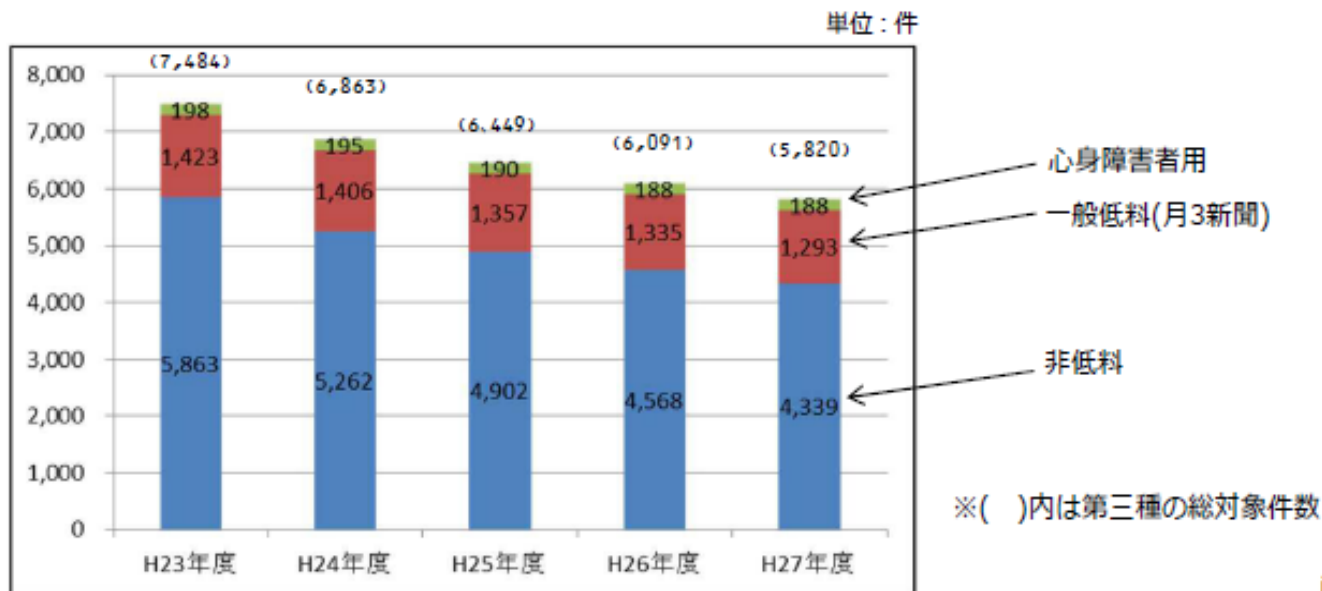


※()内は第四種の総通数

* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋

承認・指定件数の推移 (第三種)

- 第三種の対象刊行物数は、連続して減少。新規承認は、雑誌の創刊によるもの。
- 新規承認件数も減少。出版業界を取り巻く環境が厳しく、定期刊行物を継続して発行することが難しくなったこと、他社メール便の利用により、第三種を利用する必要性がなくなったこと等によるものと考えられる。



単位：件

種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
第三種	対象刊行物数	7,484	6,863	6,449	6,091	5,820
	増減率	▲10.4%	▲8.3%	▲6.0%	▲5.6%	▲4.4%
	(内訳) 非低料	5,863	5,262	4,902	4,568	4,339
	一般低料(月3新聞)	1,423	1,406	1,357	1,335	1,293
	心身障害者用	198	195	190	188	188
	(再掲) 新規承認	14	9	5	6	3
	(内訳) 非低料	11	7	2	3	2
	一般低料(月3新聞)	3	2	3	3	0
心身障害者用	0	0	0	0	1	

* 平成28年9月13日現状と課題WG(第2回)日本郵便(株)ヒアリング資料より抜粋

- 通信教育用の利用者数は、若干の増加傾向。
- 植物種子等の利用の約半数が特定の2社で占められている。
- 第四種の指定件数は、学術刊行物が微減、特定録音物等は横ばい。
- 学術刊行物の新規の指定件数は、平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)は0件。平成25年度(2013年度)以降も1桁台。

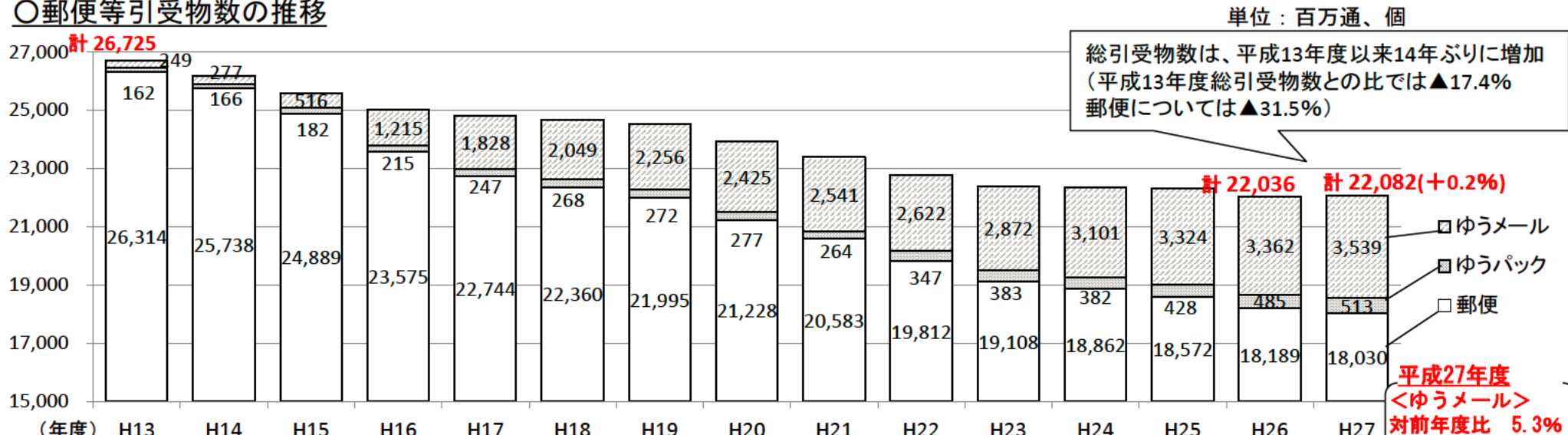
種別		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
通信教育用	利用者数(※)	388件	403件	415件	452件	456件
	増減率	0.5%	3.9%	3.0%	8.9%	0.9%
植物種子等	利用者数(※)	157社	167社	186社	216社	189社
	増減率	12.9%	6.4%	11.4%	16.1%	▲12.5%
学術刊行物	指定件数	2,214件	2,133件	1,976件	1,945件	1,909件
	増減率	▲2.8%	▲3.7%	▲7.4%	▲1.6%	▲1.9%
	(再掲)新規件数	0	0	2	1	4
特定録音物等 (発受施設の指定)	指定件数	2,708件	2,737件	2,753件	2,573件	2,601件
	増減率	1.5%	1.1%	0.6%	▲6.5%	1.1%
	(再掲)新規件数	38	25	18	16	30

※ 後納の利用者（全体の約6割）。

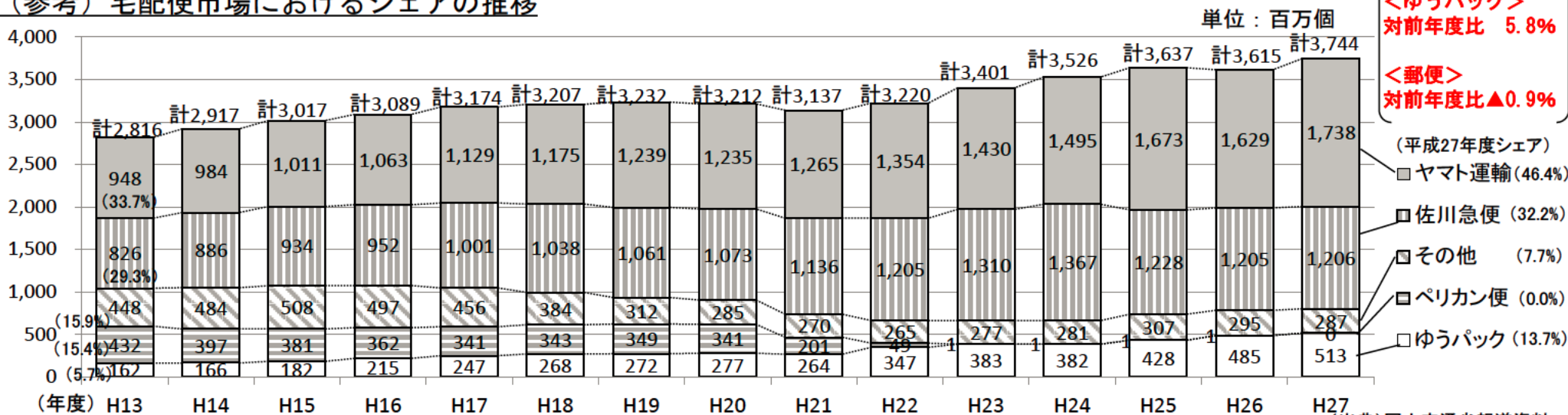
郵便引受物数等の推移

総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。（郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

○郵便等引受物数の推移



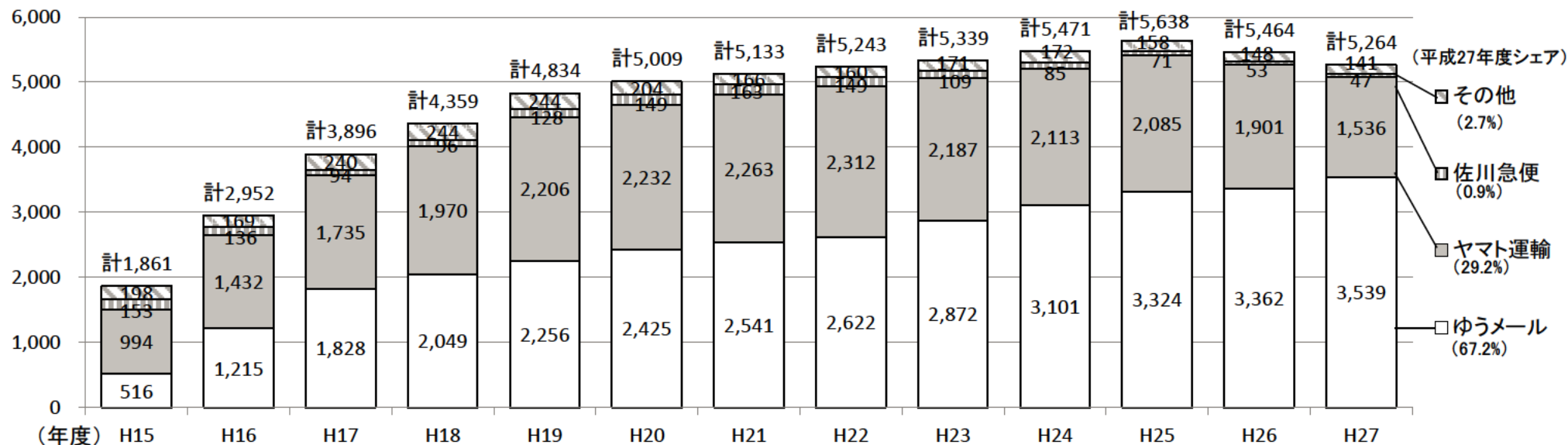
(参考) 宅配便市場におけるシェアの推移



(出典)国土交通省報道資料

○メール便取扱冊数の推移

(百万冊)



(出典)国土交通省報道資料

○メール便を取り扱っている主な事業者の料金

ゆうメール (日本郵便)	～150g	～250g	～500g	～1kg	～2kg	～3kg
	180円	215円	300円	350円	460円	610円

ヤマト運輸	～1kg
	上限164円

佐川急便	～300g	～600g	～1kg
	165円	216円	319円

※ 税込金額

※ 各社共、上記料金その他、大口利用等に応じた料金がある。

(出典)各社ホームページ

**諸外国の郵便制度について
【第三種・第四種郵便物部分抜粋】**

諸外国の郵便制度比較②(第三種郵便物)

		日本	アメリカ ピリオディカル パブリケーションズ	カナダ パブリケーションズ メール	イギリス パブリッシング メール	フランス Presse Poste	ドイツ Postvertriebsstück	イタリア PRODOTTI EDITORIALI
第三種郵便物	法律	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1回以上の省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないもの 政治、経済、文化その他公的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売 	<ul style="list-style-type: none"> NPOや高等教育機関が発行する法律や公共政策に関するレポート等 	— (法令等による定めなし)	— (法令等による定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 宛先が決まっているもの 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊 広告が全体の2/3以下であること 	— (法令等による定めなし)	—
	政省令等	<ul style="list-style-type: none"> 省令で定める回数は毎年4回 	—			<ul style="list-style-type: none"> 4か月以上の間隔をあげずに四半期に1度発刊されている 		<ul style="list-style-type: none"> 出版社、NPOによる社会的、文化的な定期刊行物に対するサービス 出版社の出版物の読者を増やすためのプロモーションサービス NPOが活動資金を得るためのプロモーションサービス 出版物の代金を購入者が自宅で支払うことを可能にするサービス 購読者に複数の出版物を一括して送るためのサービス 本を送るためのサービス その他のサービス
	約款等	<ul style="list-style-type: none"> 全体の印刷部分に占める広告の割合が100分の50以下 1回の発行部数が500部以上 (低料第三種郵便物) <ul style="list-style-type: none"> 毎月3回以上発行する新聞紙1部等で発行人／売りさばき人が差し出すもの 心身障害者団体が発行する定期刊行物で発行人が差し出すもの(毎月3回以上発行する新聞紙／その他のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 発行部数が10,000部を下回らないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上の発行を行う定期的な出版物 会員、特別な利害関係組織や団体に対するお知らせや情報を含むもの 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上発行 少なくとも1/6が論説に関するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 教育、情報等の普及に関する一般的な関心にこたえるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 四半期に1度以上定期的に出版 出版物に占める通常の報道(出版物の内容が客観的、中立的に報道され、意見の多様性に富んでいること等)の割合が30%以上であること 	—
	料金規制	認可	割引額が法定	なし (料金は自社で設定)	なし (料金は自社で設定)	政府による承認	なし (料金は自社で設定)	政令により最大割引額を規定 (割引額の範囲内であれば政府規制機関への通知は不要)

※太枠が法定のサービス

※国名の下は定期刊行物の割引サービスの名称

※法律上の根拠

アメリカ: 合衆国法典第39編第36章第26条

フランス: 郵便・電気通信法典「一般政令(D)」第1部第4章第4節(Article D18-D28)

イタリア: 政令Decreto interministeriale 21 ottobre 2010

諸外国の郵便制度比較③(第四種郵便物)

		日本	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
法律	点字等	<ul style="list-style-type: none"> 盲人用点字のみを掲げたもの 盲人用の録音物又は点字用紙で、総務省令で定める基準に適合する施設から差し出し／宛てるもの 長さ60cm・三辺計90cm以内 重さは3kg以下 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者又は、合衆国法典において定められた基準で通常の印刷物を読むことができないと認定されている人が利用する送付物 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者のための手紙、本、テープやこれに類似するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や弱視の人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物、サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ人が利用するユニバーサルサービスに指定されている郵便物、サービス 	- (自社サービス)	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 学校等と受講者間の通信教育 植物種子、苗、苗木、茎、根で裁種の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの 学術団体が継続して年1回以上発行する学術刊行物 重さは1kg以下 	(日本の左記に該当するサービスはない)					
政省令等	点字等	<ul style="list-style-type: none"> 録音物・点字用紙の発受を継続的に行っている施設 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や身体障害者が筆記するための特別な点字タイプライター等 	<ul style="list-style-type: none"> 点字または類似品 一辺が1m以内かつ合計2m以内(国内) 重さは7kg以内 	<ul style="list-style-type: none"> 書籍、印刷物、手紙(フォントが16pt以上またはエンボス加工物) 触覚地図 	<ul style="list-style-type: none"> 点字で書かれたまたは印刷されたものは印刷されたもの 視覚障害者のための特別な紙の出荷 	-	<ul style="list-style-type: none"> 7kgまでの点字によるすべての郵便物
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究を主たる目的とする団体が発行する刊行物 	-					
約款等	点字等	-	<ul style="list-style-type: none"> 読み物、楽譜 レコード、テープや音響再生のために必要なもの 再生装置等 	<ul style="list-style-type: none"> テープ、レコーダー、CDなど視覚障害者が利用している録音媒体 視覚障害者のための団体が利用している録音媒体、特殊な紙 	<ul style="list-style-type: none"> 音声媒体、ビデオ媒体等視覚障害者が使用する器具(音声再生・録音器具、読み上げ機能付き書籍、新聞等) 	<ul style="list-style-type: none"> 音声等を録音したカセットテープ、USBフラッシュメモリー、GD-ROMなど 16pt以上又はそれと同等な大きさと書かれた視覚障害者又はその機関の間で発行される作品 	<ul style="list-style-type: none"> 点字のドキュメント 音声等を録音したカセットテープ 視覚障害者の認定組織から送付される点字等のペーパー 	-
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書等は3kg以下 	-					
料金規制	点字等	認可	法定	政省令等の規定	法定	法定	なし (料金は自社で設定)	法定
	通信教育、植物種子等、学術刊行物	認可	-					

※法律上の根拠

アメリカ: 合衆国法典第39編第34章第3条

カナダ: Materials for the Use of the Blind Regulations

イギリス: 2011年郵便サービス法第3章第31条

フランス: 郵便・電気通信法典Article L3-2

イタリア: DECRETO DEL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA 12 gennaio 2007, n. 18